

日本学生支援機構第二種貸与奨学金
卒業予定期を超えて在学している者を対象とした募集について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を認められた者

出願を希望する方は、10月15日（金）までに奨学支援グループ（06-6368-6022）へ申し出てください。

(1) 対象学種

- ① 学部生
- ② 大学院博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程

(2) 対象学年

最高学年

(3) 対象者の要件

次の①～④の全てを満たす者

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること
 - ・ 家計基準は、日本学生支援機構で2020年分の収入情報を確認します。

◆学力基準

【4年次生】

〔第二種〕下表の単位数を満たしている者

在学年次	4年次生 (18入学生)
在学学期	8学期
単位数	110

◆家計基準

家族構成 (モデルケース)	給与収入		給与収入以外の所得金額	
	第二種	併採用	第二種	併採用
【3人世帯】 (本人・父・母)	1,057万円程度	667万円程度	649万円程度	293万円程度
【4人世帯】 (本人・父・母・弟)	1,141万円程度	745万円程度	733万円程度	347万円程度
【5人世帯】 (本人・父・母・弟・妹)	1,404万円程度	988万円程度	996万円程度	580万円程度

<大学院生の基準>

◆学力基準

課程	年次	学業成績の基準
前期課程 専門職課程	2年次	1年次終了時に20単位以上（3年コースは14単位以上）を修得し、 評定平均値が2.00以上であること
	3年次	2年次終了時に28単位以上を修得し、評定平均値が2.00以上であること
後期課程	3年次	前期課程での評定平均値が2.00以上であること また、2年次終了時に8単位以上を修得し、評定平均値が2.00以上である こと

◆家計基準

出願者本人及び配偶者の2020年1月～12月の総収入金額が下表を超えないこと

課程	第二種
前期課程 専門職課程	536万円
後期課程	718万円

- ② 推薦時において、第二種奨学金を受けていない者
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなった者
※新型コロナウイルス感染症の影響以外の事由により、卒業予定期を超えて在学する者は対象となりません。
- ④ 卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

(4) 貸与期間

2021年10月～2022年3月より希望月を選択することができます。貸与終期は原則として卒業予定期となります。

(5) 申込期限及び初回交付日

出願書類の受け取り (出願希望者に郵送します)	2021年10月15日(金)まで
出願書類の提出期限 スカラネットによる申込期限 マイナンバーの提出期限	2021年10月25日(月)
初回交付日	2021年12月10日(金)

以上